

# 介護保険制度施行に向けた 高齢者実態調査のおねがい

平成12年度より施行される介護保険制度に向けた準備段階として村ではアンケート形式による高齢者実態調査を実施いたします。これは皆様に保健福祉サービスの利用意向や日頃の健康状態をお伺いし、月湯村で必要とされる介護サービス量を推計したり、保険料算定のための基礎資料を集めることが目的の調査です。

(1) 高齢者一般調査  
平成10年4月1日現在で満65歳以上の方全員を対象に実施いたします。7月中旬より各地区の民生委員さんが、該当するお宅に調査用紙をお配りします。アンケートは、解答例に丸をつける簡単な方式です。

※7月27日より民生委員さんが回収に回りますので、記入していただくようお願いいたします。

(2) 高齢者在宅調査ならびに老人施設入所者調査  
家で寝たきりの人や老人施設入所者ならびに高齢者一般調査の結果、援助が必要と思われる人を対象に、直接本人に面接して心身の状態などをお伺いいたします。調査員が訪問しましたら、調査に御協力下さるようお願いいたします。

(3) 若年者一般調査  
平成10年4月1日現在で満40歳～64歳の人の約10%にあたる人に、高齢者一般調査と同様の調査書を役場から配布します。これは日頃の健康状態をお伺いするほかに、介護する立場からの御意見を聞いたり、自分が介護される立場になったときに、保健福祉サービスの利用意向をお伺いするための調査です。記入後、定められた期日までに、役場住民課窓口へ出されるか、お近くの郵便ポストへ投函して下さいようお願いいたします。

## 平成10年度 国民健康保険税確定

私たちは、いつ、どこで大きな事故や病気にかかるかわかりません。そんなときに「安心して治療をうけられるように」と生まれたのが国民健康保険の制度です。

### 保険税の決め方

その年に予測される医療費から、国の補助金、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除いた部分が保険税となります。

保険税は、①所得割50%②資産割13%③均等割27%④平等割10%、の割合で算定されています。

今月は、保険税第2期の納入月です。1年分の保険税額はすでに通知していますが、算定方法について説明します。

①所得割  
前年の総所得金額から住民税の基礎控除額(33万円、ただし総所得の中に給与所得が含まれている場合は2万円、65歳以上の人で年金所得が含まれている場合は17万円を加えた額)を差し引いた残りの金額に所得割の税率(6.41%)を乗じて算出。

### 月割計算について

今年度の途中で加入した場合、土地と家屋に係る部分の税額(共有分は持分により按分する)に資産割の税率(26.49%)を乗じて算出。

③均等割  
加入者一人につき  
23,340円

④平等割  
1世帯22,490円

この4つを加えた額が1年間の保険税となります。なお、税額には最高限度があり、今年度も昨年同様に53万円です。

年度の途中で加入した場合、加入した月から、喪失した月の前月まで月割した税額を納めることとなります。

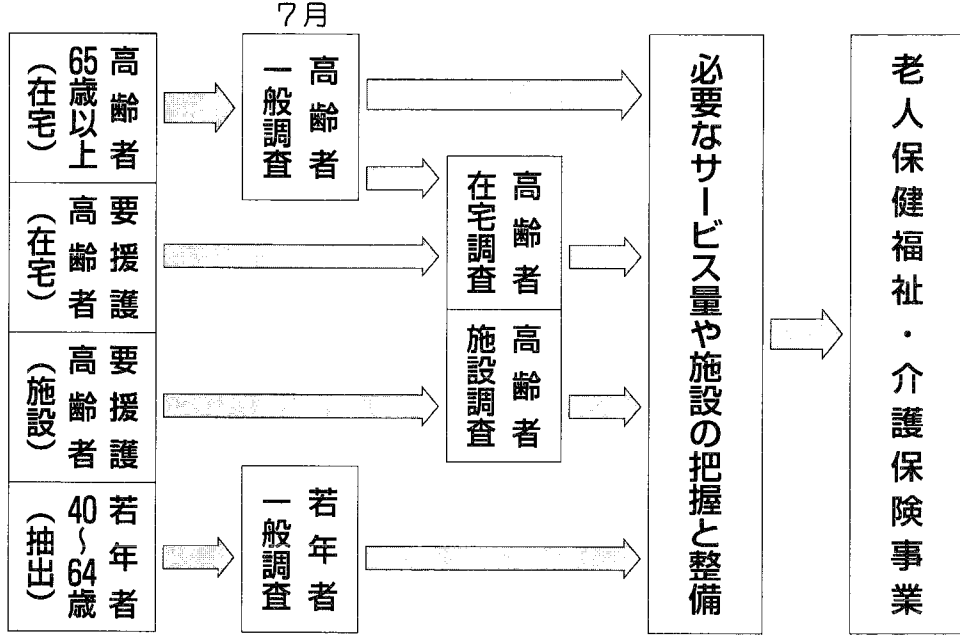
課税は届け出の月によるものではなく、資格の得喪月により算出しますが、届け出は早めにお願いたします。

介護保険制度においては、40歳以上の国民が保険料を負担することになります。調査に該当された人は、御協力をお願いします。

介護保険制度の詳しい内容は、広報5月号を御覧になるか、保健福祉係へお尋ね下さい。

お願いいたします。

## 高齢者実態調査のながれ



## 介護保険 Q & A

- 介護サービスを受けられる人は?
- Q 介護サービスを受けられる人は?
- A 65歳以上の人で日常生活が不自由で、介護が必要だと認定審査会で認められた人です。また40歳以上で65歳未満の人でも、脳卒中や痴呆など歳をとるにつれておこる病気が原因で、介護が必要だと認められたときは受けることができます。
- Q 保険料はどのように納めるのか?
- A 一定額以上の年金を受けている65歳以上の人は年金から天引きされます。また40歳以上で65歳未満の医療保険に入っている人は、医療保険料として納めます。また介護サービスを利用した場合、費用額の1割が自己負担となります。

## 保険税の減額について

低所得者救済のため、総所得金額に応じて均等割および平等割が軽減されます。世帯の総所得金額が33万円以下の場合、6割、世帯主を除く被保険者数に24.5万円を乗じて得た金額に33万円を加えた金額以下の場合には4割軽減がなされます。

### 医療費の抑制に御協力を!

平成9年度の国民健康保険医療費は前年に比べ約32%の増となり、高額療養費も21%増の17,104千円となりました。

このため、国保財政は極めて厳しい状況にあります。平成10年度の予算編成には、給付準備金を取り崩して編成しております。また、国保税において、国保加入者一人当たり5%アップで計算させていたいただきました。

今後とも保健事業を一層推進し、医療費の低減化を図りながら国保財政の安定に努力してまいりますので、皆さんの御理解、御協力をお願いします。

## 《保険税の計算例》

★世帯の状況…被保険者6人の場合

世帯主	事業所得	1,500,000円	固定資産税	30,000円
	給与所得	1,500,000円		
	所得合計	3,000,000円		
妻	給与所得	500,000円		
長男	所得なし			
二男	所得なし			
父	所得なし		固定資産税	50,000円
母	所得なし			

第1期(4月)に90,000円納入済み

★所得割

世帯主	3,000,000円 - (330,000 + 20,000) = 2,650,000円
妻	500,000円 - (330,000 + 20,000) = 150,000円
世帯合計	2,800,000 × 6.41% = 179,480円

★資産割

世帯主	30,000円
父	50,000円
世帯合計	80,000 × 26.49% = 21,192円

★均等割 23,340 × 6人 = 140,040円

★平等割 1世帯あたり 22,490円

★保険税額  
179,480 + 21,192 + 140,040 + 22,490 = 363,202円

★納める税額は100円未満切り捨てられ、363,200円となります。

★納期限と納付額

第1期	4月30日	90,000円
第2期	7月31日	91,200円
第3期	11月2日	91,000円
第4期	12月25日	91,000円

第1期は、前年度の税額の4分の1の額を定め、7月に年税額が確定し、1期分を差し引いた残額を3回に分けて納入しますが、千円未満の端数は第2期で納入するので第3期以降は千円単位の納入となります。